

## 調査計画

1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査）

外国人雇用実態調査

2 調査の目的

外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の学歴、入職経路、前職に関する事項等について、その実態等を産業別、規模別、在留資格別等に明らかにするとともに、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（■全国 □その他）

(2) 属性的範囲（■個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体  
□その他）

日本標準産業分類に掲げる18産業大分類（A農業、林業、B漁業、C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）に属し、雇用保険被保険者5人以上で、かつ、外国人労働者を1人以上雇用している全国の雇用保険適用事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 事業所調査

約9,000事業所（母集団の大きさ：約19万事業所）

イ 労働者調査

約43,500人（母集団の大きさ：約158万人）

※令和5年6月末日時点の母集団情報に基づくもの。

(2) 報告者の選定方法（□全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） □有意抽出）

ア 事業所調査

調査実施時期に利用可能な最新の外国人雇用状況データベースに登録されている事業

所のうち、雇用保険被保険者数5人以上、かつ、外国人労働者1人以上を雇用している雇用保険適用事業所を母集団として、産業、事業所規模及び外国人労働者規模を層とする層化無作為抽出により選定する。なお、一部の産業、事業所規模については全数階層が存在する。

#### イ 労働者調査

上記アで選定した事業所を第一次抽出単位、その事業所に雇用されている外国人労働者を第二次抽出単位とし、調査実施者の指定する方法により、事業所内の外国人常用労働者数の規模に応じて事業所が無作為に抽出する。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項（詳細は別添「調査事項一覧」参照）

##### ア 事業所調査

- ・事業所の属性情報
- ・雇用する労働者の属性情報、現在の雇用状況

##### イ 労働者調査

- ・外国人特有の属性情報
- ・入職経路
- ・生活の状況

（本調査票には意識等に関する事項も含まれる。）

[集計しない事項の有無] 無□ 有■

- ・事業所名称及び所在地については、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。
- ・法人番号については、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業所の主な生産品の名称又は事業の内容については、あらかじめ印字した産業分類コードと一致しているかの確認に用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業所の雇用保険被保険者数、事業所で雇用する外国人労働者の有無については、当該事業所が調査対象であるかの確認に用いるものであり、集計は行わない。

#### (2) 基準となる期日又は期間

毎年9月30日現在の内容について報告を求める。

### 6 報告を求めるために用いる方法

## (1) 調査系統

### ア 事業所調査

厚生労働省－民間事業者－報告者

### イ 労働者調査

調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－事業所－報告者

調査票の回収：報告者－民間事業者－厚生労働省

## (2) 調査方法

- 郵送調査
- オンライン調査（□政府統計共同利用システム ■独自のシステム  
□電子メール）
- 調査員調査
- その他（　　）

### 〔調査方法の概要〕

#### ア 事業所調査

- ・ 厚生労働省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。
- ・ 報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出するほか、オンライン調査回答用の独自システムを利用して回答することができる。
- ・ 民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

#### イ 労働者調査

- ・ 厚生労働省から調査事務を受託した民間事業者が、事業所調査の対象事業所に対して事業所調査票を配布する際に、二次元バーコード付きの調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを同封する。
- ・ 事業所調査の対象事業所が、当該事業所内の報告者を厚生労働省が指定する抽出方法により抽出し、二次元バーコード付きの調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。
- ・ 報告者は、配布された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出するほか、オンライン調査回答用の独自システムを利用して回答することができる。
- ・ 民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- 1回限り
- 毎月
- 四半期
- 1年
- 2年
- 3年
- 5年
- 不定期
- その他（　　）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年10月～11月

## 8 集計事項

### ア 事業所調査

(主な集計事項については、別添1「集計事項一覧」参照)

### イ 労働者調査

(主な集計事項については、別添1「集計事項一覧」参照)

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

事業所調査の集計結果のうち参考表については、外国人労働者の雇用実態の把握や今後の外国人雇用対策の検討に資する観点から、外国人労働者を雇用する事業所における日本人労働者と外国人労働者の大まかな比較を可能とするものであるが、職業や勤続年数などの条件をそろえた直接比較に耐え得る結果精度を有していないため慎重な分析が必要なことや、当該表は国内全ての事業所における日本人の状況を示すものではないことを踏まえ、内部の研究分析のみに用いることとし、非公表とする。

### (2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

### (3) 公表の期日

調査実施年の翌年8月末までに公表する。

## 10 使用する統計基準等

### 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

### 使用しない

調査対象の範囲を画定する際に、日本標準産業分類を使用する。また、集計結果の産業別及び職業別の表示において、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を使用する。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票 1年

調査票の内容を記録した電磁的記録 常用

保存責任者：厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

## ■ 事業所調査 集計事項一覧

表番号

統計表

- 
- 1 産業・企業規模、在留資格別外国人常用労働者数
- 
- 2 在留資格、年齢階級及び性別外国人常用労働者構成比
- 
- 3 産業・企業規模・在留資格・性・年齢階級、雇用形態・就業形態別外国人常用労働者構成比
- 
- 4 外国人常用労働者の職業・勤続年数・役職別月間実労働日数、月間所定内実労働時間数及び月間超過実労働時間数
- 
- 5 外国人常用労働者の在留資格・最終学歴・職業・勤続年数・役職別月間きまって支給する現金給与額、月間所定内給与額及び昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 
- 6 性・年齢階級、厚生年金への加入の有無別外国人常用労働者構成比
- 
- 7 産業・企業規模、外国人労働者の採用方針別事業所構成比
- 
- 8 産業・企業規模、外国人労働者を雇用する理由別事業所構成比
- 
- 9 産業・企業規模、外国人労働者の雇用に関する課題別事業所構成比
- 
- 10 職業、人員過不足状況別事業所構成比及び雇用D. I.
- 
- 11 産業、民営・公営の区分別事業所構成比及び外国人常用労働者構成比
- 

(参考表)

参考表 産業・企業規模・性・年齢階級、雇用形態・就業形態別日本人常用労働者構成比

1

参考表 日本人常用労働者の職業・勤続年数・役職別月間実労働日数、月間所定内実労働時間数及び月間超過実労働時間数

2

参考表 日本人常用労働者の最終学歴・職業・勤続年数・役職別月間きまって支給する現金給与額、月間所定内給与額及び昨年1年

3 間の賞与、期末手当等特別給与額

## ■ 労働者調査 集計事項一覧

表番号

統計表

1-1 在留資格・性・年齢階級、国籍・地域、出身国・地域及び入職前居住地別外国人常用労働者構成比

1-2 在留資格、職業別外国人常用労働者構成比

1-3 在留資格変更有無別外国人常用労働者構成比

1-4 在留資格、日本国外での最終学歴別外国人常用労働者（出身地・地域：日本国外）構成比

1-5 出身地・在留資格、日本国内での最終学歴別外国人常用労働者構成比

1-6 在留資格、母語別外国人常用労働者構成比

1-7 在留資格・職業・通算国内就労期間、日本語能力（会話）別外国人常用労働者構成比

1-8 在留資格・職業・通算国内就労期間、日本語能力（読解）別外国人常用労働者構成比

1-9 在留資格、婚姻有無・配偶者の居住地別外国人常用労働者構成比

2-1 産業・年齢階級、入職前のインターネット利用の有無・利用内容別外国人常用労働者（入職前居住地：日本）構成比

2-2 産業、入職経路別外国人常用労働者（入職前居住地：日本）構成比

2-3 在留資格、入職経路別外国人常用労働者（入職前居住地：日本以外）構成比

2-4 在留資格・入職経路（国外）、入国費用負担者別外国人常用労働者（入職前居住地：日本以外）構成比

2-5 在留資格・入職経路（国外）、入国に要した費用別外国人常用労働者（入職前居住地：日本以外）構成比

2-6 在留資格・入職経路（国外）、入国に要した期間別外国人常用労働者割合（入職前居住地：日本以外）構成比

2-7 在留資格・入職経路、就労上のトラブル別外国人常用労働者構成比

3-1 在留資格、日本国内にいる配偶者の就労有無別外国人労働者構成比

3-2 在留資格、満18歳以下の子どもの有無、満18歳以下の同居・別居(日本国内・日本以外)の子どもの人数別外国人労働者構成比

3-3 在留資格、健康保険被保険者証（健康保険証利用が可能なマイナンバーカードを含む）有無別外国人常用労働者構成比

3-4 在留資格、世帯月収別外国人常用労働者構成比

3-5 在留資格・世帯月収、仕送りの有無、1年間の仕送り額及び仕送り先別外国人常用労働者構成比

# 外国人雇用実態調査の標本設計

## 1 母集団について

### (1) 事業所票

#### ① 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる 18 産業大分類（A 農業、林業、B 漁業、C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）〈外国公務を除く。〉）に属し、雇用保険被保険者 5 人以上で、かつ、外国人労働者を 1 人以上雇用している全国の事業所

#### ② サンプルフレーム

外国人雇用状況データベースに登録されている事業所のうち、下記（2）①に掲げる在留資格を有する外国人労働者が在籍している事業所であり、雇用保険情報と突合し事業所規模が特定できた事業所であって、雇用保険被保険者 5 人以上の事業所。

### (2) 労働者票

#### ① 調査の範囲

上記事業所調査の標本事業所に勤務し、次に掲げる在留資格に該当する外国人の常用労働者  
・出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄及び別表第 2 の上  
欄の在留資格をいう。ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の  
出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者及び出入国管理及  
び難民認定法第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者は除く。

#### ② サンプルフレーム

上記事業所調査の対象事業所において勤務する上記①に定める労働者。

## 2 標本設計について

### (1) 事業所票

#### ① 抽出方法

産業（18 区分）、事業所規模（5 区分）、外国人労働者規模（2 区分）別に層化し、層化無作為抽出による。ただし、外国人労働者規模 500 人以上の層は全数を対象とし、下記②においては、外国人労働者規模 1～499 人の層のみを対象として考える。

- ・産業：上記1（1）①に掲げる18産業大分類
- ・事業所規模：雇用保険被保険者（日本人+外国人）  
5~29人、30~99人、100~499人、500~999人、1,000人~
- ・外国人労働者規模：1~499人、500人~

## ② 目標精度

特定の属性を持つ事業所の割合が0.5の場合に、産業別（事業所規模計）・事業所規模別（産業計）に標準誤差が原則5%以内となるよう標本事業所のサイズを決定する。  
(以下では産業別の標準誤差を考えるケースであり、事業所規模別の標準誤差を考える場合は、産業と事業所規模を入れ替えて考える。)

$$\sqrt{\sum_{h=1}^L \left( \frac{M_{kh}}{M_k} \right)^2 \frac{M_{kh} - m_{kh}}{M_{kh} - 1} \cdot \frac{p_{kh}(1-p_{kh})}{m_{kh}}} \leq A_k$$

- $A_k$  : 目標精度（割合の標準誤差）（= 5%）  
 $p_{kh}$  : 産業 $k$ 、事業所規模 $h$ において特定の属性を持つ事業所の割合（母集団の値）  
 $M_{kh}$  : 産業 $k$ 、事業所規模 $h$ における母集団事業所数  
 $m_{kh}$  : 産業 $k$ 、事業所規模 $h$ における標本事業所数  
 $M_k$  : 産業 $k$ における母集団事業所数 ( $M_k = \sum_{h=1}^L M_{kh}$ )  
 $L$  : 事業所規模区分数

産業 $k$ における事業所規模ごとの標本事業所のサイズ  $m_{kh}$  は、事業所規模ごとの母集団事業所数による比例配分にて算出する。

上記と同様に、事業所規模別の標準誤差についても考え、各層ごとの標本事業所サイズを算出し、産業別の標準誤差を考えた場合と比較して大きい方を、事業所票での算出結果とする。

## （2）労働者票

### ① 抽出方法

産業（18区分）、事業所規模（5区分）、外国人労働者規模（2区分）別に層化し、事業所を第1次抽出単位、外国人労働者を第2次抽出単位とする層化二段無作為抽出による。ただし、外国人労働者規模500人以上の層の事業所は、全数を対象とし、下記②においては、外国人労働者規模1~499人の層のみを対象として考える。

事業所内の労働者抽出数は、事業所内の外国人常用労働者数の規模に応じて、以下のとおりとする。

表1 労働者抽出数

規模[人]	1~9	10~
抽出数	全数	10人

## ② 目標精度

特定の属性を持つ労働者の割合が0.5の場合に、事業別（事業所規模計）・事業所規模別（事業計）に標準誤差が原則6%以内となるよう、標本事業所のサイズを決定する。

（以下では事業別の標準誤差を考えるケースであり、事業所規模別の標準誤差を考える場合は、事業と事業所規模を入れ替えて考える。）

$$\frac{1}{N_k} \sqrt{\sum_{h=1}^L \left( M_{kh}(M_{kh} - m_{kh}) \frac{\sigma_{T_{y_{kh}}}^2}{m_{kh}} + \frac{M_{kh}}{m_{kh}} \sum_{i=1}^{M_{kh}} N_{khi}(N_{khi} - n_{khi}) \frac{\sigma_{y_{khi}}^2}{n_{khi}} \right)} \leq B_k$$

- $B_k$  : 目標精度（割合の標準誤差）（= 6%）  
 $M_{kh}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における母集団事業所数  
 $m_{kh}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における標本事業所数  
 $N_{khi}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における事業所*i*の母集団労働者数  
 $N_{kh}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における全事業所の母集団労働者数 ( $N_{kh} = \sum_{i=1}^{M_{kh}} N_{khi}$ )  
 $N_k$  : 事業 $k$ における全事業所の母集団労働者数 ( $N_k = \sum_{h=1}^L N_{kh}$ )  
 $n_{khi}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における標本事業所*i*の標本労働者数  
 $L$  : 事業所規模区分数  
 $y_{khij}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における事業所*i*の労働者*j*の回答（母集団の値）  
 特定の属性を持つ場合は1、持たない場合は0をとる定数  
 $T_{y_{kh}}$  : 事業 $k$ 、事業所規模 $h$ における $y_{khi}$ の総和 ( $T_{y_{kh}} = \sum_{i=1}^{M_{kh}} \sum_{j=1}^{N_{khi}} y_{khi}$ )

$$\sigma_{T_{y_{kh}}}^2 = \frac{1}{M_{kh}-1} \sum_{i=1}^{M_{kh}} (T_{y_{khi}} - \bar{T}_{y_{kh}})^2, \quad T_{y_{khi}} = \sum_{j=1}^{N_{khi}} y_{khi}, \quad \bar{T}_{y_{kh}} = \frac{1}{M_{kh}} \sum_{i=1}^{M_{kh}} T_{y_{khi}}$$

$$\sigma_{y_{khi}}^2 = \frac{1}{N_{khi}-1} \sum_{j=1}^{N_{khi}} (y_{khi} - \bar{y}_{khi})^2, \quad \bar{y}_{khi} = \frac{1}{N_{khi}} \sum_{j=1}^{N_{khi}} y_{khi}$$

事業 $k$ における事業所規模ごとの標本事業所のサイズ  $m_{kh}$  は、事業所規模ごとの母集団労働者数による比例配分にて算出することを基本とする。

上記と同様に、事業所規模別の標準誤差についても考え、各層ごとの標本事業所数を算出し、事業別の標準誤差を考えた場合と比較して大きい方を、労働者票での算出結果とする。

標本事業所のサイズについては、(1)事業所票での算出結果と、(2)労働者票での算出結果を比較して大きい方を採用する。

なお、実際の標本事業所のサイズについては、事業所票の目標回収率を50%、労働者票の目標回収率を30%として算出する。

### (3) 事業所票の個人の属性に係る部分について

#### (ア) 外国人常用労働者

労働者票と同一の者を対象とする。

#### (イ) 日本人常用労働者

外国人常用労働者に係る対象数と同一数を対象とする。なお、その数が当該事業所における日本人労働者数を超える場合は、日本人労働者の全数を対象とする。

## 3 標本の代替方法について

本調査のうち、事業所票については、上記1 (1) ①に掲げる範囲に該当しないことが判明し、調査対象から脱落が生じた場合には、上記1 (1) ②に掲げるサンプルフレームから、脱落した事業所と同一の層に属する事業所を選定する。この作業を調査実施年11月まで実施し、対象を確定する。

## 4 推計方法について

母集団、有効回答数等から復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出する。

## 外国人雇用実態調査 調査事項一覧

### (1) 事業所票

- ① 事業所名称及び所在地
  - ② 企業全体の常用労働者数
  - ③ 事業所の主な生産品の名称又は事業の内容
  - ④ 記入担当者氏名及び連絡先
  - ⑤ 事業所の雇用保険被保険者数
  - ⑥ 事業所で雇用する外国人労働者の有無
  - ⑦ 事業所での労働者の活用について
    - 1) 外国人労働者の採用方針
    - 2) i) 外国人労働者を雇用する理由、ii) 外国人労働者の雇用に関する課題
    - 3) 職業別人員過不足状況
  - ⑧ 事業所で雇用する常用労働者数
  - ⑨ 調査対象労働者の抽出
  - ⑩ 雇用する外国人常用労働者の属性
    - a) 個人一連番号
    - b) 在留資格
    - c) 性
    - d) 年齢
    - e) 最終学歴
    - f) 就業形態
    - g) 雇用形態
    - h) 企業における勤続年数
    - i) 役職
    - j) 職種
    - k) 特定月の実労働日数
    - l) 特定月の所定内実労働時間
    - m) 特定月の超過実労働時間
    - n) きまって支給する現金給与額（特定月分）
    - o) n) のうち超過労働給与額
    - p) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
  - ⑪ 雇用する日本人常用労働者の属性
- ※ 調査項目は、上記「⑩雇用する外国人労働者の属性」のa) ~p) の項目のうち  
b) 在留資格を除くすべての項目

## (2) 労働者票

## ① 属性情報

- 1) 性別
- 2) 出生年月
- 3) 現在の仕事内容（職種）
- 4) 現在の在留資格
- 5) 在留資格変更の有無、有る場合1つ前の在留資格
- 6) 国籍・地域
- 7) 出生地
- 8) 日本以外の国（母国含む）での最終学歴
- 9) 現在の日本における通学情報
- 10) 日本での最終学歴
- 11) 日本での通算就労期間
- 12) 母語
- 13) 日本語能力（会話）
- 14) 日本語能力（読解）
- 15) 配偶者有無及び同居有無

## ② 現職への入職経路

- 16) 入職前居住地
- 17)（入職前居住地が日本の場合）インターネット利用の有無
- 18)（入職前居住地が日本の場合）利用した仲介事業等
- 19)（入職前居住地が日本以外の場合）利用した仲介事業等
- 20)（入職前居住地が日本以外の場合）日本入国までの費用負担者
- 21)（入職前居住地が日本以外の場合）日本入国までに要した費用金額
- 22)（入職前居住地が日本以外の場合）日本入国までに要した期間
- 23) 入職に当たってトラブルや困ったことの有無、ある場合の具体的な内容

## ③ 前職の状況

- 24) 前職有無
  - 以下、前職有りの場合
- 25) 前職の従業上の地位
- 26) 前職の仕事内容（職業）
- 27) 転職による賃金変動状況
- 28) 前職の勤務地
- 29)（前職の勤務地が日本の場合）前職勤務先の都道府県
- 30)（前職の勤務地が日本の場合）前職の離職理由
- 31)（前職の勤務地が日本以外の場合）前職勤務先の国・地域